

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

重大事態への対処方法の見直しに伴い、報告先に青梅市議会を追加したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

青梅市いじめの防止に関する条例（平成 26 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 対策委員会は、第 2 項および前項に規定するもののほか、委員会から求められたときは、いじめに関する相談に応じ、または調査を行うものとする。

第 25 条第 3 項中「「市長」という。）」の次に「および青梅市議会（以下「議会」という。）」を加える。

第 26 条第 6 項中「青梅市議会」を「議会」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市いじめの防止に関する条例（平成26年条例第38号）

改正後	現行	備考
<p>(青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第12条 略 2および3 略</p> <p>4 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、第25条第1項に規定する重大事態にかかる調査を行うものとする。</p> <p>5 <u>対策委員会は、第2項および前項に規定するもののほか、委員会から求められたときは、いじめに関する相談に応じ、または調査を行うものとする。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>(委員会による対処)</p> <p>第25条 略 2 略 3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨および第1項の規定による答申について、青梅市長（以下「市長」という。）<u>および青梅市議会（以下「議会」という。）</u>に報告しなければならない。</p> <p>(青梅市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第26条 略 2～5 略 6 市長は、調査委員会を設置したときは、その旨および第2項の規定による答申について、<u>議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>7 略</p>	<p>(青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第12条 略 2および3 略</p> <p>4 <u>委員会は、いじめの状況により、必要があると認めるときは、対策委員会にいじめに関する相談を受けさせ、調査させるものとする。</u></p> <p>5 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、第25条第1項に規定する重大事態にかかる調査を行うものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>(委員会による対処)</p> <p>第25条 略 2 略 3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨および第1項の規定による答申について、青梅市長（以下「市長」という。）<u>に報告しなければならない。</u></p> <p>(青梅市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第26条 略 2～5 略 6 市長は、調査委員会を設置したときは、その旨および第2項の規定による答申について、<u>青梅市議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>7 略</p>	

<p>付 則 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>付 則 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	
--	--	--